

令和6年7月1日

スタート

福島市パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

制度の目的 は何？

性的少数者をはじめとする
多様性を認め合い、人権が尊重
され、誰もが安心して暮らせる
社会の実現、市民や事業者の皆様
の性的少数者に対する理解の
促進、差別や偏見の解消を
目指すことを目的としています。

性的少数者や事実婚の方々が
「人生のパートナーとして
相互に協力し合う関係」
であることを宣誓し、
市が宣誓書受領証等を交付する制度です。

制度の 対象者は？

パートナーシップ関係(互いを
人生のパートナーとし、日常生活
において相互に責任を持ち、
継続的に協力し合うことを
約束した二者の関係)にある
二人を対象としています。
また、互いに子・親(養子・養親を
含む)がいる場合、家族として
宣誓することができます。

婚姻制度とは異なり、法律上の
効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税の
控除等)を生じさせるものではありませんが、
誰もが大切なパートナーや家族と共に、
自分らしく暮らしていけるよう福島市が
応援するものです。

福島市では、制度の導入にあわせて、
宣誓された方々が様々な行政サービス
を利用できるよう進めています。制度の認知や
理解がさらに深まることで、民間事業者の
サービスや従業員の福利厚生面においても
可能な手続きが増えていくものと
考えています。

制度が
スタートしたら
どう変わる？

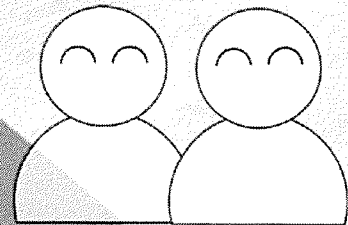
宣誓の手続き

宣誓できる方

- 二人がパートナーシップ関係にある
- 二人とも成年に達している
- 少なくとも一方が市内に居住し、かつ住民票がある(同居要件なし)
- 互いに配偶者がいない
- 他の方とパートナーシップ関係にない
- 民法で定められている近親者でない

宣誓に必要な書類

- 宣誓届
- 住民票の写し
または住民票記載事項証明書
- 戸籍抄本



①宣誓日の予約

宣誓希望日の前日までにオンライン申請
または男女共同参画センターへ電話、
直接来所にてご予約ください。

- 宣誓受付日時
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日、年末年始を除く)

②必要書類の事前提出

宣誓に必要な書類を、宣誓希望日の前日
までに男女共同参画センターへ郵送または
直接お持ちください。

③パートナーシップ 宣誓書への署名

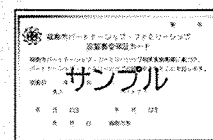
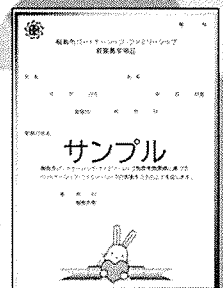
お二人で宣誓希望日に本人
確認書類(原本)をご持参の
うえ、男女共同参画センター
へお越しいただき、宣誓書
に署名していただきます。

④宣誓書受領証等 の交付

宣誓日に宣誓書受領証と
宣誓書受領証カードを
交付します。

宣誓書受領証カード→
(免許証サイズ)

宣誓書受領証→
(A4サイズ)



市民の皆様へお願いしたいこと

- この制度は、法的効力を有するものではありませんが、互いの関係性への理解が得られず困難さを抱える当事者の生きづらさの緩和につながるよう、制度の趣旨のご理解をお願いいたします。
- この制度を利用する方の性的指向や性自認、制度を利用していることについて、本人の同意なく決して口外しないようお願いいたします。

お問い合わせ

福島市総務部男女共同参画センター

〒960-8035 福島市本町2番6号 TEL.024-525-3784 FAX.024-522-1528

▼詳しくはこちら

